

証券コード 3176  
平成27年11月30日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町二丁目11番地  
**三 洋 貿 易 株 式 会 社**  
代表取締役社長 増 本 正 明

## 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年12月16日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成27年12月17日（木曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
KKRホテル東京11階  
「孔雀の間」

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項** (1) 第69期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告  
および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計  
算書類監査結果報告の件
- (2) 第69期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類  
報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案** 取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。）に対する株  
式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額および内容決定の  
件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださ  
いますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいます  
ようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべ  
き事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ  
(<http://www.sanyo-trading.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 第 69 期 事 業 報 告

(平成26年10月1日から  
平成27年9月30日まで)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安基調が定着する状況下、輸出の伸び悩みや足元の生産の弱含み傾向がみられるものの全体としては緩やかな回復基調にあります。一方で、実質所得の伸び悩みや消費の停滞、国内産業の空洞化、米国の金融引締め、中国をはじめ新興国の経済減速などの懸念により景気の不透明感が継続しています。

このような事業環境のもと、当社グループでは、ゴム・化学品・自動車部品・機械機器関連では高付加価値商品の取り扱いを拡大するとともに、地熱・海洋資源開発などの資源エネルギー分野、木質バイオマスなどの環境関連分野、医薬中間体・バイオなどのライフサイエンス分野に注力しました。また、経営資源のさらなる集中のため子会社アロマン（株）を売却する一方、Bestrade Precision 社（シンガポール）を子会社化するなど、事業ポートフォリオの再編に努めグローバル展開を継続的に推進し、収益力の向上と営業基盤の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 60,672 百万円（前連結会計年度比 3.5%増）、営業利益は 3,606 百万円（同 13.5%増）、経常利益は 4,110 百万円（同 16.9%増）、当期純利益は 2,794 百万円（同 40.9%増）となりました。

#### (2) セグメント別の状況

##### ゴム・化学品

ゴム関連商品では、主力の自動車・家電・情報機器向けの合成ゴムおよび副資材の国内販売が期前半は好調でした。期後半は円安による輸入商品の採算悪化や原料安による国内品との競合激化があった一方、高機能性ゴムなどの輸出が好調に推移しました。化学品関連商品では、フィルム・電材輸出などが好調でしたが、各種ワックス・香料などの輸入商品は円安の影響もあり低調でした。

この結果、ゴム・化学品の売上高は 23,598 百万円（前連結会計年度比 2.1%減）、営業利益は 1,104 百万円（同 4.8%増）となりました。

##### 機械資材

産業資材関連商品では、自動車内装用部品の販売が採用車種の増加により好調に推移し、シート用高機能性部品・原材料の販売も伸長しました。

機械・資材関連商品では、主力の飼料加工用機械は低調でした。環境分野では大型木質バイオマス機器の売上が寄与したものの、全体では低調に推移しました。

科学機器関連商品では、官公庁や企業の研究機関向けに表面物性測定・金属判別機器

を中心に各種分析機器や試験機の販売が堅調でした。

この結果、機械資材の売上高は 17,697 百万円（前連結会計年度比 12.5%増）、営業利益は 1,961 百万円（同 29.2%増）となりました。

#### 海外現地法人

Sanyo Corporation of America は、高吸水性樹脂、高機能フィルム、ゴム関連商品が好調でした。

三洋物産貿易（上海）有限公司は、ゴム関連商品や化学品が好調でしたが自動車用部品は低調に推移しました。

San-Thap International Co., Ltd.（タイ）は、ゴム関連商品や自動車用部品が好調に推移しました。

この結果、海外現地法人の売上高は 12,353 百万円（前連結会計年度比 2.0%減）、営業利益は 502 百万円（同 40.5%増）となりました。

#### 国内子会社

コスモス商事（株）は、海洋・船舶、石油・ガス、地熱、CO<sub>2</sub> 地中貯留関連分野が牽引し、掘削機材販売やレンタル事業が引き続き好調に推移しました。

（株）ケムインターは、化学品、液晶・半導体、機械・電子部品関連が好調でした。

この結果、国内子会社の売上高は 6,788 百万円（前連結会計年度比 14.1%増）、営業利益は 636 百万円（同 28.7%増）となりました。

#### セグメント別売上高

| 区 分         | 第68期（平成26年9月期） |       | 第69期（平成27年9月期） |       | 前期比<br>増 減 |
|-------------|----------------|-------|----------------|-------|------------|
|             | 売上高            | 構成比   | 売上高            | 構成比   |            |
|             | 百万円            | %     | 百万円            | %     | %          |
| ゴ ム ・ 化 学 品 | 24,110         | 41.1  | 23,598         | 38.9  | △2.1       |
| 機 械 資 材     | 15,735         | 26.9  | 17,697         | 29.2  | 12.5       |
| 海 外 現 地 法 人 | 12,602         | 21.5  | 12,353         | 20.3  | △2.0       |
| 国 内 子 会 社   | 5,948          | 10.1  | 6,788          | 11.2  | 14.1       |
| そ の 他       | 222            | 0.4   | 234            | 0.4   | 5.4        |
| 合 計         | 58,618         | 100.0 | 60,672         | 100.0 | 3.5        |

### (3) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国経済情勢につきましては、米国の金融引き締めや、中国を始め新興国の景気減速などの懸念要因はありますが、政府の経済政策などから、景気は引き続き回復基調を維持するものと思われます。また、中期的には 2020 年の東京オリンピックに向けた各種開発計画が浮上する一方で、企業の海外移転の動きも継続するものとみられます。

当社グループではこれら不透明な外部環境に対応し、今後の経営の重点戦略として以下に注力する所存です。

#### ① コアビジネスの収益の強化と安定化

高付加価値商品への特化を一層進めるとともに、その関連分野でも取扱い製品群を広げ、収益基盤の強化と安定化を図ります。

#### ② 新規事業への展開

地熱・海洋資源開発機材などの資源エネルギー分野、木質バイオマス機材などの環境関連分野、医薬中間体、医療用原材料、バイオなどのライフサイエンス分野をさらに推進します。

#### ③ グローバル展開

自動車産業を中心に日系企業の進出が続くアセアン+インド、中国、北中米を主軸に置き、新規商材を開拓してまいります。

#### ④ 投資案件への積極的取組み

既存事業との相乗効果、成長性、グローバル展開を目指すM&Aなどの投資案件に積極的に取り組んでまいります。

#### ⑤ マンパワーの強化と人材の育成

積極的採用や社員教育・研修の充実を通じてマンパワーの強化と人材の育成を図ります。

#### ⑥ 経営管理の強化

内部統制システムをより充実し財務報告の信頼性を高めるとともに、グループ全体のコンプライアンス体制ならびにリスク管理体制の徹底を図ります。

(4) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

平成27年3月13日をもって、当社の連結子会社であるアロマン(株)の全株式をタクミ商事(株)に譲渡いたしました。

(7) 事業の譲受けの状況

平成27年6月17日付でBestrade Precision Singapore Pte. Ltd. (平成27年7月1日に、Singapore Sanyo Trading Pte. Ltd. に商号変更)を子会社化しました。

(出資比率) 89%

(資本金) 1百万シンガポールドル

(事業内容) 工業製品の輸出入、電子・電気製品の加工および卸売

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(9) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

(10) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分        | 第66期<br>平成24年9月期 | 第67期<br>平成25年9月期 | 第68期<br>平成26年9月期 | 第69期<br>(当連結会計年度) |
|------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 売 上 高      | 48,070           | 51,075           | 58,618           | 60,672            |
| 経 常 利 益    | 2,366            | 2,772            | 3,516            | 4,110             |
| 当 期 純 利 益  | 1,137            | 1,475            | 1,982            | 2,794             |
| 1株当たり当期純利益 | 99.14円           | 103.20円          | 137.78円          | 195.36円           |
| 総 資 産      | 23,204           | 25,181           | 30,051           | 30,285            |
| 純 資 産      | 12,172           | 15,338           | 16,953           | 19,394            |

(11) 主要な事業内容

ゴム類、化学品類、自動車部品、機械器具、精密測定機器および分析機器、その他各種商品の輸出入および国内販売ならびに不動産賃貸業

(12) 主要拠点等

本社 東京

支店 大阪、名古屋

海外現地法人 ニューヨーク、上海、バンコク、ホーチミン、ニューデリー、香港、イラプアト（メキシコ）、ジャカルタ、シンガポール

(13) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 名<br>260 | 名<br>+4     |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよび短期アルバイト社員）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前期末比増減   | 平均年齢       | 平均勤続年数     |
|----------|----------|------------|------------|
| 名<br>177 | 名<br>+13 | 歳<br>40.56 | 年<br>11.10 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には国内・海外への出向者は含んでおりません。

3. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよび短期アルバイト社員）は含んでおりません。

## (14) 主要な借入先

| 借 入 先                     | 借入額（残高） |
|---------------------------|---------|
|                           | 百万円     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 634     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 157     |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 141     |
| 農 林 中 央 金 庫               | 50      |

## (15) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 資本金            | 出資比率   | 主要な事業内容                  |
|----------------------------------|----------------|--------|--------------------------|
| Sanyo Corporation of America     | 千米ドル<br>2,500  | 100.0% | 各種商品の輸出入および現地販売          |
| 三洋物産貿易（上海）有限公司                   | 千RMB<br>6,577  | 100.0% | 各種商品の輸出入および現地販売          |
| San-Thap International Co., Ltd. | 千THB<br>28,600 | 51.0%  | 各種商品の輸出入および現地販売          |
| 三洋機械工業株式会社                       | 万円<br>1,200    | 100.0% | 一般機械の設計、製作、加工および修理ならびに販売 |
| コスモス商事株式会社                       | 万円<br>10,000   | 100.0% | 資源エネルギー開発機器の輸入販売         |
| 株式会社ケムインター                       | 万円<br>1,296    | 76.8%  | 化学品の輸出入および国内販売           |

## 2. 会社の概況（平成27年9月30日現在）

### (1) 会社の株式に関する事項

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,503,854株 |
| ③ 株主の総数    | 3,405名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株 主 名                     | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------|----------|---------|
| 東亜合成株式会社                  | 748,665株 | 5.23%   |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社          | 641,556株 | 4.48%   |
| 玉木 勉                      | 568,984株 | 3.97%   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行             | 568,742株 | 3.97%   |
| 株式会社三井住友銀行                | 568,742株 | 3.97%   |
| 三井住友信託銀行株式会社              | 568,000株 | 3.97%   |
| 東銀リース株式会社                 | 564,240株 | 3.94%   |
| 三井住友海上火災保険株式会社            | 530,762株 | 3.71%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 444,100株 | 3.10%   |
| 明治安田生命保険相互会社              | 337,664株 | 2.36%   |

（注）持株比率算出については、自己株式（200,246株）を控除しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 新株予約権の内容の概要

| 名 称<br>発行決議日                              | 新株予<br>約権の<br>数 | 目的である<br>株式の種類<br>お よ び 数 | 新株予約権<br>の払込金額                      | 新株予約権<br>の行使価格                 | 権利行使期間                            | 新株予約<br>権の対象<br>者  |
|-------------------------------------------|-----------------|---------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 第1回<br>株式報酬型<br>新株予約権<br>(平成26年<br>2月12日) | 323個            | 普通株式<br>32,300株           | 1個当たり<br>55,600円<br>(1株当た<br>り556円) | 1個当たり<br>100円<br>(1株当たり<br>1円) | 平成26年2月<br>28日～<br>平成56年2月<br>27日 | 取締役<br>および<br>執行役員 |
| 第2回<br>株式報酬型<br>新株予約権<br>(平成27年<br>2月10日) | 179個            | 普通株式<br>17,900株           | 1個当たり<br>99,800円<br>(1株当た<br>り998円) | 1個当たり<br>100円<br>(1株当たり<br>1円) | 平成27年2月<br>26日～<br>平成57年2月<br>25日 | 取締役<br>および<br>執行役員 |

② 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

| 区分  | 発行回次              | 個数   | 目的となる株式の<br>種類および数 | 保有者数 |
|-----|-------------------|------|--------------------|------|
| 取締役 | 第1回株式報酬型<br>新株予約権 | 198個 | 普通株式19,800株        | 3名   |
| 取締役 | 第2回株式報酬型<br>新株予約権 | 145個 | 普通株式14,500株        | 4名   |

③ 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

| 区分                 | 発行回次              | 個数  | 目的となる株式の<br>種類および数 | 交付者数 |
|--------------------|-------------------|-----|--------------------|------|
| 執行役員<br>(海外居住者を除く) | 第2回株式報酬型<br>新株予約権 | 34個 | 普通株式3,400株         | 6名   |

(注) 執行役員には取締役兼務者は含みません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 平成27年9月30日現在の取締役および監査役

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                  |
|---------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 増 本 正 明 |                                                                |
| 取 締 役   | 鈴 木 壽太郎 | 管理部門担当                                                         |
| 取 締 役   | 新 谷 正 伸 | 経営戦略室長                                                         |
| 取 締 役   | 高 野 学   | 産業資材事業部長                                                       |
| 取 締 役   | 山 田 洋之助 | 三菱倉庫株式会社 監査役<br>兼松株式会社 監査役                                     |
| 監査役（常勤） | 小 林 和 明 |                                                                |
| 監 査 役   | 宇 野 隆   |                                                                |
| 監 査 役   | 市 毛 由美子 | のぞみ総合法律事務所パートナー<br>N E C ネットエスアイ株式会社 社外取締役<br>イオンモール株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 山田洋之助氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 宇野隆氏および市毛由美子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 社外取締役である山田洋之助氏および社外監査役である宇野隆氏、市毛由美子氏は金融商品取引所の定めにもとづく独立役員であります。  
4. 社外役員が兼職している他の法人と当社との間には、重要な関係はありません。  
5. 取締役松本善政氏は平成26年12月18日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、相談役に就任しました。  
6. 監査役山田洋之助氏は平成26年12月18日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって辞任し、取締役に就任しました。  
7. 監査役が法令に定める員数を欠く場合に備え、監査役の補欠者に前原輝幸氏が選任されました。  
8. 取締役山田洋之助氏は弁護士として法曹界での長年の経験があり、コンプライアンスおよびガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。  
9. 監査役宇野隆氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
10. 監査役市毛由美子氏は弁護士として法曹界での長年の経験があり、コンプライアンスおよびガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 取締役および監査役の報酬等の総額

|         |           |
|---------|-----------|
| 取締役 6 名 | 120,671千円 |
| 監査役 4 名 | 27,700千円  |

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与38,800千円が含まれております。  
2. 上記の取締役の報酬等の支払額には、ストックオプションによる報酬額14,471千円が含まれております。  
3. 上記のうち社外役員 3 名に対する報酬は17,150千円であります。  
4. 上記には、平成26年12月18日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名、監査役 1 名を含んでおります。

### ③ 社外役員に関する事項

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                 |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 山 田 洋之助 | 平成26年12月18日就任以降開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。                                       |
| 監 査 役 | 宇 野 隆   | 当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち14回に出席し、金融機関出身の立場で適宜意見を述べております。                               |
| 監 査 役 | 市 毛 由美子 | 平成26年12月18日就任以降開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、平成26年12月18日就任以降開催の監査役会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

(注) 社外取締役および社外監査役の責任限定

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、現時点では社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

### ④ 執行役員

|         |                                 |         |
|---------|---------------------------------|---------|
| *社長執行役員 |                                 | 増 本 正 明 |
| *執行役員   | 管理部門担当                          | 鈴 木 壽太郎 |
| *執行役員   | 経営戦略室長                          | 新 谷 正 伸 |
| *執行役員   | 産業資材事業部長                        | 高 野 学   |
| 執行役員    | 内部監査室長                          | 高 須 淳   |
| 執行役員    | 化学品事業部長                         | 棚 橋 直 樹 |
| 執行役員    | ゴム事業部長                          | 中 村 浩 人 |
| 執行役員    | 総務部長                            | 白 井 浩   |
| 執行役員    | Sanyo Corporation of America 社長 | 進 藤 健 一 |
| 執行役員    | 機械・資材事業部長兼科学機器事業部長              | 中 川 秀 樹 |
| 執行役員    | アジアビジネス推進室                      | 清 水 堪 蔵 |
| 執行役員    | コスモス商事(株)社長                     | 浜 邦 彦   |

(注) \*印の執行役員は取締役を兼務しております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

##### ① 名 称

新日本有限責任監査法人

##### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        | 支 払 額    |
|----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額                 | 34,000千円 |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,492千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三洋物産貿易（上海）有限公司とSan-Thap International Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、監査業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）への移行等にかかる助言業務についての対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 内部統制システム体制について

当社グループは以下のとおり内部統制システムを構築・運用しております。

また、内部統制システムは法令改正や経営環境の変化に対応し、継続して見直しを図り、その改善に努めてまいります。

#### I. 企業集団の業務の適正を確保するための体制

##### 1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社子会社の役職員が経営理念にもとづき、法令・定款に準拠した行動をとるための規範として「三洋貿易グループ行動基準マニュアル」を制定しています。

この実効性を担保するため、取締役会がコンプライアンス担当取締役を定めるほか、「コンプライアンス規程」に則り「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に対する全社的取り組みを横断的に統括する体制を構築し、定期的にその状況を取締役に報告することとしています。

子会社においては、「子会社管理規程」ならびに「決裁権限基準」等にもとづき本社取締役会・主管部門への定期的報告ならびに執行役員会への出席等を通じて定期的にその状況を報告できる体制を整備しております。また、関係規程に定められた内容によっては本社取締役会にて決裁を行うこと等により法令等への適合性を確保しております。

- ② 内部監査室は、当社および当社子会社の業務活動が法令、社内規程、一般の取引慣行等に従って効率的に運営されているかについて監査を実施し、その結果を取締役へ報告しております。
- ③ 法令または社会規範に反する行為またはそのおそれのある行為を発見した場合の内部通報窓口を社内においては「コンプライアンス委員会」を、外部においては第三者（弁護士）を設定し、運営しております。この場合の通報者には不利益な取扱いを受けないよう社内規程を制定し当該報告者を保護しております。

##### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会資料・同議事録をはじめとする重要文書、電磁的記録は「文書取扱規程」等社内規則に定めるところに従い保存・管理を行い、取締役・監査役が必要に応じ適宜これらを閲覧できる体制を整備しております。

##### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行から生ずる様々なリスクを可能な限り統一的尺度で総合的に把握したうえで、経営の安全性を確保しつつ株主価値の極大化を追求するため、総合的なリスク管理を行っています。

具体的には当社では「リスク管理規程」に則り、リスクの種類に応じた責任部署を定め、リスクを網羅的・総合的に管理することにより管理体制を明確化しております。取締役会がリスク管理担当取締役を定めるほか、「リスク管理委員会」を設置し、当社が業務上の必要性に応じて保有する諸リスクおよび事業継続のため回避すべきリスクを総合的にモニタリングし、リスクの変化に迅速に対処するとともに、回避すべきリスクが現実となった場合の対応策等を含めた総合的リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する体制としております。子会社においては、「リスク管理規程」により必要に応じ、子会社代表等からの聴取を通じて、損失に備える体制を整備しております。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営目標を定めるとともに経営計画を策定し、計画と計画達成に向けた進捗状況を対比・検証する体制を構築しております。

取締役会の決定にもとづく職務の執行を効率的に行うため、各取締役および執行役員に委任された事項については、「組織規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等の社内規則にもとづきその職務を分担しております。

関連諸規程を都度見直すことにより権限委譲体制を整備し意思決定ルールの明確化を図るとともに、併せて相互牽制システムの一層の拡充を図ることにより、取締役の職務の執行が組織的に適正かつ効率的に行われることを確保する体制としております。子会社においては、当社グループの経営目標に沿った経営計画を策定させうえて、進捗状況を対比・検証しております。

5. 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ共通の経営理念のほか、グループ経営に関する管理の基本方針を策定し、理念の統一を図っております。また子会社ごとに、当社における担当責任者を定め、事業の統括的な管理を行うとともに子会社より適宜業務に関する報告を受ける体制としております。

6. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、当面これを置かない方針である旨監査役会より報告を受けております。

- ② 監査役の職務を補助する使用人の独立性および同使用人に対する指示の実効性の確保  
前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および指示の実効性の確保に関する事項  
前記①のとおり。
- ③ 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社の取締役および使用人は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査役に回付するとともに会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項については、監査役に対し適宜報告を行っております。  
また、当社子会社については、定期的の子会社経営者より報告を受けるとともに内部監査室ならびに子会社監査役との連携を通じて子会社の管理状況を確認しております。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会のほか、執行役員会、重要な委員会等へ監査役の出席を求めるとともに代表取締役および内部監査室は、監査役と適宜意見交換を行っております。また、会計監査人とは定期的に面談の機会を設け、相互に緊密な連携を図っております。

## 7. 反社会的勢力に対する体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、「反社会的勢力対応規程第3条」において「反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」ことを規定しております。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備の状況  
当社は、「三洋貿易グループ行動基準マニュアル」、「反社会的勢力チェックマニュアル」その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を当社グループ全体に示し、その徹底を図っております。

## II. 企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取り組みの状況は次のとおりであります。

- ① コンプライアンス  
当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修を適宜実施す

るほか、経営トップから全役職員に向けて、コンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

② リスクマネジメント

リスク管理委員会を適宜開催し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対策について検討いたしました。また、その状況については、適宜取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。

③ 内部監査・子会社管理

「内部監査規程」にもとづき、当社グループの内部監査を実施いたしました。また、「子会社管理規程」にもとづき、子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換、協議するなど、子会社の管理・支援の強化に取り組みました。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。当期純利益の状況、次期以降の業績見通し、経営基盤の強化と戦略的な資金需要を勘案した上で、連結配当性向25%を下限の目処とし、柔軟に株主還元を図ることを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、将来の成長分野への戦略的な投資や今後の海外事業の拡大に活用していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきました。すでに、平成27年6月11日に実施済みの中間配当金1株当たり24円とあわせまして、年間配当金は1株当たり49円となります。

---

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>24,833,226</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>9,649,361</b>  |
| 現金及び預金             | 3,204,896         | 支払手形及び買掛金            | 7,051,820         |
| 受取手形及び売掛金          | 12,567,404        | 短 期 借 入 金            | 984,664           |
| 電子記録債権             | 502,130           | 1年内返済予定の長期借入金        | 50,000            |
| たな卸資産              | 7,411,721         | 未 払 金                | 334,760           |
| 繰延税金資産             | 135,592           | 未払法人税等               | 754,420           |
| そ の 他              | 1,036,408         | 賞与引当金                | 10,646            |
| 貸倒引当金              | △24,927           | そ の 他                | 463,049           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>5,451,936</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,241,386</b>  |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>1,984,251</b>  | 長 期 借 入 金            | 50,000            |
| 建物及び構築物            | 1,370,939         | 繰延税金負債               | 236,805           |
| 機械装置及び運搬具          | 172,734           | 退職給付に係る負債            | 681,537           |
| 土 地                | 340,718           | 長 期 預 り 金            | 239,095           |
| そ の 他              | 99,859            | そ の 他                | 33,948            |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>58,745</b>     | <b>負 債 合 計</b>       | <b>10,890,748</b> |
| の れ ん              | 7,638             | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |                   |
| そ の 他              | 51,107            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>17,869,980</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,408,938</b>  | 資 本 金                | 1,006,587         |
| 投資有価証券             | 2,710,749         | 資 本 剰 余 金            | 428,398           |
| 長期貸付金              | 800               | 利 益 剰 余 金            | 16,627,189        |
| 繰延税金資産             | 23,661            | 自 己 株 式              | △192,195          |
| そ の 他              | 678,857           | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>926,500</b>    |
| 貸倒引当金              | △5,130            | その他有価証券評価差額金         | 693,428           |
|                    |                   | 為替換算調整勘定             | 233,072           |
|                    |                   | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>35,823</b>     |
|                    |                   | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>562,110</b>    |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>19,394,414</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>30,285,162</b> | <b>負債純資産合計</b>       | <b>30,285,162</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 自 平成26年10月 1 日 )  
( 至 平成27年 9 月30日 )

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |            |
|----------------|-----------|------------|
| 売上高            |           | 60,672,403 |
| 売上原価           |           | 51,221,817 |
| 売上総利益          |           | 9,450,585  |
| 販売費及び一般管理費     |           | 5,844,417  |
| 営業利益           |           | 3,606,167  |
| 営業外収益          |           |            |
| 受取利息           | 7,435     |            |
| 受取配当金          | 71,281    |            |
| 為替差益           | 332,811   |            |
| その他            | 164,447   | 575,975    |
| 営業外費用          |           |            |
| 支払利息           | 37,782    |            |
| 売上割引           | 9,895     |            |
| その他            | 23,784    | 71,462     |
| 経常利益           |           | 4,110,680  |
| 特別利益           |           |            |
| 国庫補助金          | 33,725    | 33,725     |
| 特別損失           |           |            |
| 減損損失           | 25,352    |            |
| 固定資産圧縮損        | 19,771    |            |
| 投資有価証券評価損      | 40,413    |            |
| 関係会社株式売却損      | 12,803    |            |
| 関係会社出資金評価損     | 34,982    | 133,324    |
| 税金等調整前当期純利益    |           | 4,011,081  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,111,859 |            |
| 法人税等調整額        | 15,204    | 1,127,063  |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |           | 2,884,018  |
| 少数株主利益         |           | 89,621     |
| 当期純利益          |           | 2,794,396  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 自 平成26年10月1日  
至 平成27年9月30日 )

(単位：千円)

|                               | 株主資本      |         |            |          |            |
|-------------------------------|-----------|---------|------------|----------|------------|
|                               | 資本金       | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 当期首残高                         | 1,006,587 | 428,398 | 14,459,613 | △192,195 | 15,702,404 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |           |         | △11,765    |          | △11,765    |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高         | 1,006,587 | 428,398 | 14,447,848 | △192,195 | 15,690,639 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |         |            |          |            |
| 剰余金の配当                        |           |         | △615,055   |          | △615,055   |
| 当期純利益                         |           |         | 2,794,396  |          | 2,794,396  |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額（純額） |           |         |            |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | －       | 2,179,341  | －        | 2,179,341  |
| 当期末残高                         | 1,006,587 | 428,398 | 16,627,189 | △192,195 | 17,869,980 |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                       | 新株予約権  | 少数株主<br>持分 | 純資産<br>合計  |
|-------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|--------|------------|------------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額<br>合計 |        |            |            |
| 当期首残高                         | 593,950          | 136,791      | 730,741               | 17,958 | 502,328    | 16,953,433 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                  |              |                       |        |            | △11,765    |
| 会計方針の変更を<br>反映した当期首残高         | 593,950          | 136,791      | 730,741               | 17,958 | 502,328    | 16,941,667 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                       |        |            |            |
| 剰余金の配当                        |                  |              |                       |        |            | △615,055   |
| 当期純利益                         |                  |              |                       |        |            | 2,794,396  |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額（純額） | 99,478           | 96,280       | 195,758               | 17,864 | 59,781     | 273,404    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 99,478           | 96,280       | 195,758               | 17,864 | 59,781     | 2,452,746  |
| 当期末残高                         | 693,428          | 233,072      | 926,500               | 35,823 | 562,110    | 19,394,414 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Sanyo Corporation of America

三洋機械工業㈱

コスモス商事㈱

三洋物産貿易（上海）有限公司

㈱ケムインター

San-Thap International Co.,Ltd.

なお、当連結会計年度において、アロマン㈱については、所有株式の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の数 9社

非連結子会社の名称

三洋東知（上海）橡胶有限公司

三洋テクノス㈱

コムスタージャパン㈱

Sanyo Trading(Viet Nam) Co.,Ltd.

Sanyo Trading India Private Limited

三洋物産貿易（香港）有限公司

Sun Phoenix Mexico, S.A.de C.V.

PT.Sanyo Trading Indonesia

Singapore Sanyo Trading Pte.Ltd.

非連結子会社9社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した会社はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 子会社

三洋東知（上海）橡胶有限公司

三洋テクノス㈱

コムスタージャパン㈱

Sanyo Trading(Viet Nam) Co.,Ltd.

Sanyo Trading India Private Limited

三洋物産貿易（香港）有限公司

Sun Phoenix Mexico, S.A.de C.V.

PT.Sanyo Trading Indonesia

Singapore Sanyo Trading Pte.Ltd.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三洋物産貿易（上海）有限公司を除き決算日は連結決算日と一致しております。三洋物産貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とする方法を採用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの … 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法によっております。

###### ③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりますが、在外子会社3社は個別法による低価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の内容を勘案し、その回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて表示しております。

##### (5) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、発生時に一括費用処理しております。

##### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

##### (7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が18,524千円増加し、利益剰余金が11,922千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産の評価方法については、従来、主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しておりましたが、当連結会計年度より、主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

当該会計方針の変更は、為替の変動等による仕入価格の変動の影響を平準化することにより、ビジネス形態及び実態に即しつつも、期間損益計算及びたな卸資産の評価額の計算をより適正に行うことを目的としたものであり、当連結会計年度の期首までに基幹システム環境の整備が完了し、実務上の対応が可能となったために行ったものであります。

当該会計方針の変更は、基幹システム環境の整備・変更を契機として行ったものであり、過去に遡及して総平均法による単価計算を行うことができないことから、遡及適用による影響額を算定することが実務上不可能であります。そのため、前連結会計年度末のたな卸資産の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しております。

なお、当該変更によるたな卸資産、売上原価、各段階損益ならびに1株当たり情報への影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

|        |           |
|--------|-----------|
| たな卸資産  | 584,641千円 |
| 投資有価証券 | 191,169千円 |
| 合計     | 775,810千円 |

担保に係る債務の金額

|       |           |
|-------|-----------|
| 買掛金   | 469,683千円 |
| 短期借入金 | 47,984千円  |
| 合計    | 517,667千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,216,772千円

3. 圧縮記帳額

当連結会計年度において国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は以下のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 4,068千円  |
| 機械装置及び運搬具 | 14,752千円 |
| その他       | 951千円    |

4. 保証債務

下記の銀行借入等に対し、保証を行っております。

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 従業員                                 | 1,953千円   |
| 三洋東知（上海）橡膠有限公司                      | 69,336千円  |
| Sanyo Trading India Private Limited | 198千円     |
| Sun Phoenix Mexico, S.A. de C.V.    | 133,056千円 |
| 合計                                  | 204,543千円 |

5. 輸出手形割引高 71,323千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 14,503,854株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成26年11月6日<br>取締役会 | 普通株式  | 271,768        | 19.00               | 平成26年9月30日 | 平成26年12月4日 |
| 平成27年5月11日<br>取締役会 | 普通株式  | 343,286        | 24.00               | 平成27年3月31日 | 平成27年6月11日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------|-------|-------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成27年11月6日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 357,590        | 25.00               | 平成27年<br>9月30日 | 平成27年<br>12月1日 |

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 50,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は、主に事業活動上生じる為替変動リスク等の市場リスクを回避する目的で行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループの取引管理規程に従い、取引先からの回収期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

外貨建ての営業債権、外貨建ての営業債務については、債権、債務ともに先物為替予約及び通貨オプションを利用して為替リスクをヘッジしております。但し、売側買側ともに同じ外貨での取引についてはネットしたポジションについてのみ原則として先物為替予約及び通貨オプションを利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、営業取引及び財務取引の状況を勘案して保有状況を随時見直しております。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                              | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金                   | 3,204,896          | 3,204,896  | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金                | 12,567,404         |            |            |
| (3) 電子記録債権                   | 502,130            |            |            |
| 貸倒引当金*1                      | △24,927            |            |            |
|                              | 13,044,607         | 13,044,607 | —          |
| (4) 投資有価証券                   | 2,134,863          | 2,134,863  | —          |
| 資産計                          | 18,384,367         | 18,384,367 | —          |
| (5) 支払手形及び買掛金                | 7,051,820          | 7,051,820  | —          |
| (6) 短期借入金                    | 984,664            | 984,664    | —          |
| (7) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む） | 100,000            | 99,539     | △460       |
| 負債計                          | 8,136,484          | 8,136,024  | △460       |
| (8) デリバティブ取引*2               | (10,404)           | (10,404)   | —          |

\*1 受取手形及び売掛金、電子記録債権については対応する貸倒引当金を控除しております。

\*2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

これらの時価については、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

(8) デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額575,886千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|-------------|
| 預金        | 3,197,214    | —                   | —           |
| 受取手形及び売掛金 | 12,567,404   | —                   | —           |
| 電子記録債権    | 502,130      | —                   | —           |
| 合計        | 16,266,749   | —                   | —           |

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|
| 長期借入金 | 50,000       | 50,000              | —                   |
| 合計    | 50,000       | 50,000              | —                   |

|       | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | —                   | —                   | —           |
| 合計    | —                   | —                   | —           |

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。平成 27 年 9 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は 161,231 千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（千円） |            |            | 当連結会計年度末の時価（千円） |
|----------------|------------|------------|-----------------|
| 当連結会計年度期首残高    | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                 |
| 576,840        | △25,784    | 551,056    | 2,265,000       |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。  
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。  
但し、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,314円11銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 195円36銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

三 洋 貿 易 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋貿易株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋貿易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書にもとづき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

当監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況およびその結果について報告を受けたほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、併せて重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所における業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）の構築およびその運用の状況について取締役および使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか意見表明を行いました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思の疎通を図り情報の交換を行うとともに、必要に応じて子会社から事業に関する報告を受けました。以上の方法にもとづき当該事業年度における事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- i) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii) 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- iii) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年11月20日

三洋貿易株式会社 監査役会

常勤監査役 小 林 和 明 ㊞

監査役(社外監査役) 宇 野 隆 ㊞

監査役(社外監査役) 市 毛 由美子 ㊞

# 貸 借 対 照 表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>19,219,763</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>8,153,631</b>  |
| 現金及び預金             | 2,347,744         | 支 払 手 形                | 125,550           |
| 受 取 手 形            | 1,182,832         | 買 掛 金                  | 5,304,886         |
| 電子記録債権             | 502,130           | 短 期 借 入 金              | 614,799           |
| 売 掛 金              | 9,162,694         | 1年内返済予定の長期借入金          | 50,000            |
| 商 売 品              | 4,512,614         | 短期リース債務                | 3,288             |
| 未 着 商 品            | 1,058,657         | 未 払 金                  | 239,432           |
| 前 渡 金              | 13,853            | 未 払 費 用                | 91,605            |
| 前 払 費 用            | 58,475            | 未 払 法 人 税 等            | 502,090           |
| 繰延税金資産             | 70,742            | 前 受 金                  | 60,308            |
| 関係会社短期貸付金          | 163,656           | 預 り 金                  | 1,142,151         |
| 未 収 金              | 38,056            | そ の 他                  | 19,518            |
| そ の 他              | 130,237           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,049,036</b>  |
| 貸倒引当金              | △21,932           | 長 期 借 入 金              | 50,000            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>6,244,155</b>  | 長期リース債務                | 11,616            |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>1,788,473</b>  | 繰延税金負債                 | 90,582            |
| 建 物                | 1,351,106         | 退職給付引当金                | 647,661           |
| 構 築 物              | 14,971            | 長 期 預 り 金              | 239,095           |
| 機械及び装置             | 18,565            | 長 期 未 払 金              | 10,080            |
| 車 両                | 0                 | <b>負 債 合 計</b>         | <b>9,202,667</b>  |
| 器具及び備品             | 47,379            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                   |
| 土 地                | 340,498           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>15,529,370</b> |
| 有形リース資産            | 13,865            | <b>資 本 金</b>           | <b>1,006,587</b>  |
| 建設仮勘定              | 2,087             | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>428,398</b>    |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>45,622</b>     | 資 本 準 備 金              | 367,844           |
| 借 地 権              | 1,820             | その他資本剰余金               | 60,554            |
| ソフトウェア             | 35,854            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>14,286,579</b> |
| 電 話 加 入 権          | 7,305             | 利 益 準 備 金              | 159,685           |
| 水道施設利用権            | 642               | その他利益剰余金               | 14,126,893        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,410,059</b>  | 固定資産圧縮積立金              | 12,238            |
| 投資有価証券             | 2,303,731         | 特別償却準備金                | 7,565             |
| 関係会社株式             | 1,540,977         | 別 途 積 立 金              | 10,000,000        |
| 出 資 金              | 31,295            | 繰越利益剰余金                | 4,107,090         |
| 関係会社出資金            | 215,363           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△192,195</b>   |
| 破産更生債権等            | 5,130             | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>696,057</b>    |
| 長期前払費用             | 1,414             | その他有価証券評価差額金           | 696,057           |
| 預 託 保 証 金          | 151,416           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>35,823</b>     |
| そ の 他              | 165,860           |                        |                   |
| 貸倒引当金              | △5,130            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>16,261,251</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>25,463,918</b> | <b>負債純資産合計</b>         | <b>25,463,918</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 平成26年10月 1 日 )  
( 至 平成27年 9 月30日 )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 44,198,242 |
| 売上原価         |         | 37,362,179 |
| 売上総利益        |         | 6,836,063  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 4,322,178  |
| 営業利益         |         | 2,513,884  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 2,534   |            |
| 受取配当金        | 238,930 |            |
| 為替差益         | 248,292 |            |
| その他          | 65,903  | 555,660    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 18,942  |            |
| 売上割引         | 7,195   |            |
| その他          | 21,515  | 47,654     |
| 経常利益         |         | 3,021,891  |
| 特別利益         |         |            |
| 国庫補助金        | 33,725  | 33,725     |
| 特別損失         |         |            |
| 減損損失         | 25,352  |            |
| 固定資産圧縮損      | 19,771  |            |
| 投資有価証券評価損    | 40,413  |            |
| 関係会社株式売却損    | 35,939  |            |
| 関係会社出資金評価損   | 34,982  | 156,459    |
| 税引前当期純利益     |         | 2,899,156  |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 639,640    |
| 法人税等調整額      |         | 10,721     |
| 当期純利益        |         | 2,248,793  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自 平成26年10月 1 日  
至 平成27年 9 月30 日 )

(単位：千円)

|                     | 株主資本      |         |          |         |         |           |         |            |            |            |
|---------------------|-----------|---------|----------|---------|---------|-----------|---------|------------|------------|------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金   |           |         |            |            |            |
|                     |           | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金  |         |            |            | 利益剰余金合計    |
|                     |           |         |          |         |         | 固定資産圧縮積立金 | 特別償却準備金 | 別途積立金      | 繰越利益剰余金    |            |
| 当期首残高               | 1,006,587 | 367,844 | 60,554   | 428,398 | 159,685 | 12,238    | 8,826   | 8,000,000  | 4,484,012  | 12,664,762 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |         |          |         |         |           |         |            | △11,922    | △11,922    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,006,587 | 367,844 | 60,554   | 428,398 | 159,685 | 12,238    | 8,826   | 8,000,000  | 4,472,090  | 12,652,840 |
| 当期変動額               |           |         |          |         |         |           |         |            |            |            |
| 剰余金の配当              |           |         |          |         |         |           |         |            | △615,055   | △615,055   |
| 当期純利益               |           |         |          |         |         |           |         |            | 2,248,793  | 2,248,793  |
| 特別償却準備金の取崩          |           |         |          |         |         |           | △1,260  |            | 1,260      | －          |
| 別途積立金の積立            |           |         |          |         |         |           |         | 2,000,000  | △2,000,000 | －          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |         |          |         |         |           |         |            |            |            |
| 当期変動額合計             | －         | －       | －        | －       | －       | －         | △1,260  | 2,000,000  | △365,000   | 1,633,738  |
| 当期末残高               | 1,006,587 | 367,844 | 60,554   | 428,398 | 159,685 | 12,238    | 7,565   | 10,000,000 | 4,107,090  | 14,286,579 |

|                     | 株主資本     |            | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権  | 純資産合計      |
|---------------------|----------|------------|--------------|------------|--------|------------|
|                     | 自己株式     | 株主資本合計     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |            |
| 当期首残高               | △192,195 | 13,907,553 | 595,913      | 595,913    | 17,958 | 14,521,425 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |          | △11,922    |              |            |        | △11,922    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △192,195 | 13,895,631 | 595,913      | 595,913    | 17,958 | 14,509,503 |
| 当期変動額               |          |            |              |            |        |            |
| 剰余金の配当              |          | △615,055   |              |            |        | △615,055   |
| 当期純利益               |          | 2,248,793  |              |            |        | 2,248,793  |
| 特別償却準備金の取崩          |          | —          |              |            |        | —          |
| 別途積立金の積立            |          | —          |              |            |        | —          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |            | 100,144      | 100,144    | 17,864 | 118,008    |
| 当期変動額合計             | —        | 1,633,738  | 100,144      | 100,144    | 17,864 | 1,751,747  |
| 当期末残高               | △192,195 | 15,529,370 | 696,057      | 696,057    | 35,823 | 16,261,251 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び … 移動平均法による原価法

関連会社株式

其他有価証券

- ・ 時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・ 時価のないもの … 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

器具及び備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の内容を勘案し、その回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付の算定にあたり退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、発生時に一括費用処理しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が18,524千円増加し、繰越利益剰余金が11,922千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(たな卸資産の評価方法の変更)

たな卸資産の評価方法については、従来、主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用していましたが、当事業年度より、主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

当該会計方針の変更は、為替の変動等による仕入価格の変動の影響を平準化することにより、ビジネス形態及び実態に即しつつも、期間損益計算及びたな卸資産の評価額の計算をより適正に行うことを目的としたものであり、当事業年度の期首までに基幹システム環境の整備が完了し、実務上の対応が可能となったために行ったものであります。

当該会計方針の変更は、基幹システム環境の整備・変更を契機として行ったものであり、過去に遡及して総平均法による単価計算を行うことができないことから、遡及適用による影響額を算定することが実務上不可能であります。そのため、前事業年度末のたな卸資産の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しております。

なお、当該変更による商品、売上原価、各段階損益ならびに1株当たり情報への影響額は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

|                                                        |             |
|--------------------------------------------------------|-------------|
| 1. 担保提供資産                                              |             |
| 担保資産の内容およびその金額                                         |             |
| 投資有価証券                                                 | 191,169千円   |
| 合計                                                     | 191,169千円   |
| 担保に係る債務の金額                                             |             |
| 買掛金                                                    | 469,683千円   |
| 合計                                                     | 469,683千円   |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                                      | 997,497千円   |
| 3. 圧縮記帳額                                               |             |
| 当事業年度において国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は以下のとおりであります。 |             |
| 建物                                                     | 4,068千円     |
| 機械及び装置                                                 | 14,752千円    |
| その他                                                    | 951千円       |
| 4. 保証債務                                                |             |
| 下記の銀行借入金等に対し、保証を行っております。                               |             |
| (関係会社)                                                 |             |
| Sanyo Corporation of America                           | 131,617千円   |
| 三洋物産貿易（上海）有限公司                                         | 295,319千円   |
| 三洋東知（上海）橡胶有限公司                                         | 69,336千円    |
| Sanyo Trading India Private Limited                    | 198千円       |
| Sun Phoenix Mexico, S.A. de C.V.                       | 133,056千円   |
| 小計                                                     | 629,527千円   |
| (その他)                                                  |             |
| 従業員                                                    | 1,953千円     |
| 小計                                                     | 1,953千円     |
| 合計                                                     | 631,480千円   |
| 5. 輸出手形割引高                                             | 71,323千円    |
| 6. 関係会社に対する金銭債権                                        |             |
| 短期金銭債権                                                 | 814,078千円   |
| 7. 関係会社に対する金銭債務                                        |             |
| 短期金銭債務                                                 | 1,116,124千円 |

(損益計算書に関する注記)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 関係会社との取引高 |             |
| 売上高       | 2,967,326千円 |
| 仕入高       | 1,637,363千円 |
| その他営業取引高  | 69,690千円    |
| 営業外取引高    | 205,234千円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の総数 | 200,246株 |
|-------------------|----------|

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 貸倒引当金        | 8,765千円    |
| 未払賞与等        | 30,071千円   |
| 未払役員退職慰労金    | 3,251千円    |
| 退職給付引当金      | 209,831千円  |
| 未払事業税        | 35,073千円   |
| たな卸資産評価損     | 2,031千円    |
| 投資有価証券評価損    | 49,915千円   |
| 出資金評価損       | 37,350千円   |
| 減損損失         | 57,647千円   |
| その他          | 35,573千円   |
| 繰延税金資産小計     | 469,513千円  |
| 評価性引当額       | △170,296千円 |
| 繰延税金資産合計     | 299,217千円  |
| 繰延税金負債       |            |
| 固定資産圧縮積立金    | △6,134千円   |
| 特別償却準備金      | △3,807千円   |
| その他有価証券評価差額金 | △309,114千円 |
| 繰延税金負債合計     | △319,056千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △19,839千円  |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%に変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が4,960千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が27,427千円、その他有価証券評価差額金が32,387千円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 当社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等  
該当事項はありません。

(2) 当社の子会社および関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                             | 所在地                      | 資本金<br>または<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容                            | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合<br>(%)                        | 関連当事者<br>との関係      | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------|-----------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | Sanyo<br>Corporation of<br>America | New<br>York,<br>U. S. A. | 337, 376                  | 各種フィルム・<br>吸水性ポリマーの<br>輸入販売      | ( 所 有 )<br>直 接 100.0<br>( 被 所 有 )<br>直接 —<br>間接 — | 子会社<br>役員の兼務<br>2名 | 商品売上      | 1, 442, 660  | 売掛金 | 295, 712     |
|     | コスモス商事㈱                            | 東京都<br>千代田区              | 100, 000                  | 資源エネルギー<br>開発機器の輸入販売             | ( 所 有 )<br>直 接 100.0<br>( 被 所 有 )<br>直接 —<br>間接 — | 子会社<br>役員の兼務<br>1名 | 資金の受託     | 450, 000     | 預り金 | 450, 000     |
|     | ㈱ケムインター                            | 東京都<br>千代田区              | 12, 960                   | 医薬、染料等中間体<br>及び電子関連機材の<br>輸出版売   | ( 所 有 )<br>直 接 76.8<br>( 被 所 有 )<br>直接 —<br>間接 —  | 子会社<br>役員の兼務<br>1名 | 資金の受託     | 550, 000     | 預り金 | 550, 000     |
|     | 三 洋 物 産 貿 易<br>(上海)有限公司            | 中国<br>上海市                | 117, 838                  | 自動車関連用品・<br>部品・機器及び合成<br>ゴムの輸入販売 | ( 所 有 )<br>直 接 100.0<br>( 被 所 有 )<br>直接 —<br>間接 — | 子会社<br>役員の兼務<br>3名 | 債務保証      | 295, 319     | —   | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)一般取引条件を参考にして決定しております。

(3) 当社と同一の親会社をもつ会社等および当社のその他の関係会社の子会社等  
該当事項はありません。

(4) 当社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等  
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1, 134円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 157円22銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

三 洋 貿 易 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 恭 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋貿易株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役会の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化するとともに、監査・監督と業務執行を分離することによる意思決定の機動性・迅速性向上を目的とし、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするために一部変更を行うものであります。

その他、上記規定の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

なお、取締役の責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                | 定 款 変 更 案                                               |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第1条～第3条 (省略)                           | 第1条～第3条 (現行どおり)                                         |
| 第4条 (機関)<br>当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 (機関)<br>当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                  |
| 一 取締役会                                 | 一 取締役会                                                  |
| 二 <u>監査役</u>                           | 二 <u>監査等委員会</u>                                         |
| 三 <u>監査役会</u>                          | (削除)                                                    |
| 四 会計監査人                                | 三 会計監査人                                                 |
| 第5条～第17条 (省略)                          | 第5条～第17条 (現行どおり)                                        |
| 第四章 取締役および取締役会                         | 第四章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u>                        |
| 第18条 (員数)<br>当会社の取締役は9名以内とする。          | 第18条 (員数)<br>① 当会社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は9名以内とする。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第19条 (選任)</p> <p>(新設)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>第20条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役等)</p> <p>① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役または執行役員のうち1名を社長に選定する。</p> <p>③ (省略)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>① 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任)</p> <p>① <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期)</p> <p>① <u>取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役および役付取締役等)</p> <p>① 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>または執行役員のうち1名を社長に選定する。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>① 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条（省略）</p> <p>第25条（取締役会の議事録）<br/>         取締役会の議事については法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条（省略）</p> <p>第27条（報酬等）<br/>         取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条（取締役の責任免除）<br/>         当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p> <p>第29条（省略）</p> <p><u>第五章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第30条（員数）</u><br/> <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> | <p>第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の議事録）<br/>         取締役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第26条（取締役への委任）</u><br/> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（報酬等）<br/>         取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条（取締役の責任限定）<br/>         当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p> <p>第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第31条（選任）</u><br/> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第32条（任期）</u><br/> ① <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第33条（常勤の監査役）</u><br/> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第31条（常勤の監査等委員）</u><br/> 監査等委員会は、その決議によって<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u>を選定する。</p>                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u><br/> ① <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p><u>第34条（監査役会）</u><br/> ① <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u><br/> ② <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> ③ <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第<u>35</u>条（監査役会の決議方法）<br/> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>第<u>36</u>条（監査役会の議事録）<br/> 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第<u>37</u>条（報酬等）<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第<u>38</u>条（監査役の責任免除）<br/> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>第六章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（省略）</p> | <p>第<u>33</u>条（監査等委員会の決議方法）<br/> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>第<u>34</u>条（監査等委員会の議事録）<br/> 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、<u>出席した監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第<u>35</u>条（監査等委員会規程）<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第五章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（現行どおり）</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。）5名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 当社株式<br>の所有数 |
|------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1          | 増 本 正 明<br>(昭和25年<br>9月17日) | 昭和49年4月 当社へ入社<br>平成14年11月 東京産業資材1部長兼<br>名古屋産業資材1部長<br>平成17年12月 東京産業資材1部長兼<br>名古屋支店長<br>平成20年10月 執行役員産業資材事業部長<br>平成24年12月 取締役兼執行役員<br>事業副本部長<br>平成25年12月 代表取締役社長兼社長執行役員（現任）                                                       | 15,000株      |
| 2          | 新 谷 正 伸<br>(昭和33年<br>6月28日) | 昭和57年4月 当社へ入社<br>平成20年10月 東京ゴム3部長<br>平成22年10月 事業本部付部長<br>平成24年1月 Sanyo Corporation of America 社長<br>平成24年10月 執行役員Sanyo Corporation of America<br>社長<br>平成25年12月 取締役兼執行役員事業本部長<br>平成26年10月 取締役兼執行役員経営戦略室長（現任）                     | 20,000株      |
| 3          | 高 野 学<br>(昭和26年<br>6月5日)    | 昭和50年4月 当社へ入社<br>平成16年4月 東京化学品1部長<br>平成21年5月 Sanyo Corporation of America 社長<br>平成22年4月 執行役員Sanyo Corporation of America<br>社長<br>平成24年1月 執行役員産業資材副事業部長兼名古屋<br>支店長<br>平成24年10月 執行役員産業資材事業部長<br>平成26年12月 取締役兼執行役員産業資材事業部長<br>(現任) | 32,293株      |
| 4<br>※     | 高 須 淳<br>(昭和27年<br>4月12日)   | 昭和51年4月 ㈱東京銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）<br>入行<br>平成18年4月 当社へ入社<br>平成19年6月 財務部長<br>平成19年12月 経営企画室長<br>平成22年4月 執行役員内部監査室長（現任）                                                                                                                   | 8,400株       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 当社株式<br>の所有数 |
|------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5          | やま だ よう の すけ<br>山 田 洋之助<br>(昭和34年)<br>5月2日) | 平成元年4月 弁護士登録<br>平成元年10月 山田法律事務所(現山田・合谷・鈴木<br>法律事務所)所属(現任)<br>平成6年12月 当社監査役<br>平成16年6月 三菱倉庫(株)監査役(非常勤)(現任)<br>平成18年6月 兼松(株)監査役(非常勤)(現任)<br>平成26年12月 当社取締役(現任) | 6,000株       |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田洋之助氏は社外取締役候補者であります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験に加えて、当社の社外監査役を20年務め、当社の事業内容等に精通されているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
3. 当社は金融商品取引所の定めに従い、山田洋之助氏を「独立役員」として届け出しています。同氏の再任が承認された場合、引き続き「独立役員」となる予定です。
4. 当社は、本議案が原案どおり承認可決され、山田洋之助氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. ※は新任の取締役候補者であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願い申し上げます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                              | 当社株式<br>の所有数 |
|------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1<br>※     | すず き じゅ た ろ う<br>鈴 木 壽太郎<br>(昭和25年)<br>12月9日) | 昭和48年4月 当社へ入社<br>平成14年10月 総務人事部長<br>平成20年10月 執行役員総務部長<br>平成25年12月 取締役兼執行役員管理本部長<br>平成26年10月 取締役兼執行役員管理部門担当(現任)                                                                                                   | 15,000株      |
| 2<br>※     | いち げ ゆ み こ<br>市 毛 由美子<br>(昭和36年)<br>3月13日)    | 平成元年4月 弁護士登録<br>平成元年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社<br>平成19年12月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任)<br>平成21年4月 第二東京弁護士会副会長<br>平成22年9月 日本弁護士連合会事務次長<br>平成24年6月 N E C ネットエスアイ(株)社外取締役(現任)<br>平成26年5月 イオンモール(株)社外監査役(現任)<br>平成26年12月 当社社外監査役(現任) | 一株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                            | 当社株式<br>の所有数 |
|------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3<br>※     | やなぎ さわ ただし<br>柳 澤 匡<br>(昭和21年)<br>6月10日) | 昭和47年 4月 ㈱東京銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）<br>入行<br>平成11年 6月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ<br>銀行）取締役<br>平成13年 6月 同行執行役員<br>平成15年 5月 同行常務執行役員<br>平成18年 1月 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行常勤監査役<br>平成21年 6月 綜通㈱常勤監査役<br>平成22年 6月 日本興亜損害保険㈱監査役<br>平成26年 6月 ㈱東京クレジットサービス非常勤監査<br>役 | 一株           |

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市毛由美子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことがありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
3. 柳澤匡氏は、社外取締役候補者であります。同氏は金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は金融商品取引所の定めに従い、市毛由美子氏を「独立役員」として届け出ています。同氏の就任が承認された場合、引き続き「独立役員」となる予定です。また、柳澤匡氏は、金融商品取引所の定める「独立役員」となる予定です。
5. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、鈴木壽太郎氏、市毛由美子氏および柳澤匡氏が監査等委員である取締役役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. ※は新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願い申し上げます。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                             | 当社株式<br>の所有数 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| まえ はら てる ゆき<br>前 原 輝 幸<br>(昭和24年<br>1月15日) | 昭和46年4月 国税庁入庁<br>昭和53年7月 佐伯税務署長<br>昭和63年7月 関東信越国税局調査査察部次長<br>平成3年7月 広島国税局課税第二部長<br>平成6年7月 大阪国税局徴収部長<br>平成7年7月 名古屋国税局課税第二部長<br>平成10年7月 東京国税局徴収部長<br>平成14年7月 高松国税局長<br>平成15年7月 国税庁辞職<br>平成15年9月 八重洲総合事務所勤務(現任) | 一株           |

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 前原輝幸氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、税理士として高い見識と豊富な経験を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。  
3. 当社は、前原輝幸氏が監査等委員である取締役に就任した場合、金融商品取引所の定めに従い、同氏を「独立役員」として届け出る予定です。  
4. 当社は前原輝幸氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

#### 第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員である者を除く取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、年額170百万円以内(うち、社外取締役分は年額10百万円以内)とさせていただきたいと存じます。なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である者を除く。)5名選任の件」の効力が生じると、監査等委員である者を除く取締役は5名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の監査役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### **第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額および内容決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対するストックオプションの報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、第5号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件」の年額170百万円以内の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。以下本議案において同じ。）に対して、ストックオプションとしての新株予約権を年額20百万円以内の範囲で報酬として発行することにつきご承認をお願い申し上げます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等にもとづく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は4名となります。

当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする時は、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

当社普通株式40,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。ただし、付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に下記(2)の新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

400個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目およびその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記の(1)および(3)ないし(7)の点について、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
 KKRホテル東京11階  
 「孔雀の間」  
 代表電話 03-3287-2921



交通  
 アクセス  
 のご案内

- ◆東京メトロ東西線
- ◆東京メトロ

「竹橋駅」

3 b 出口直結

「大手町駅」

C 2 b 出口より徒歩5分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。